

# 水循環基本法 フォローアップ委員会の取組み

沖 大幹

2月22日

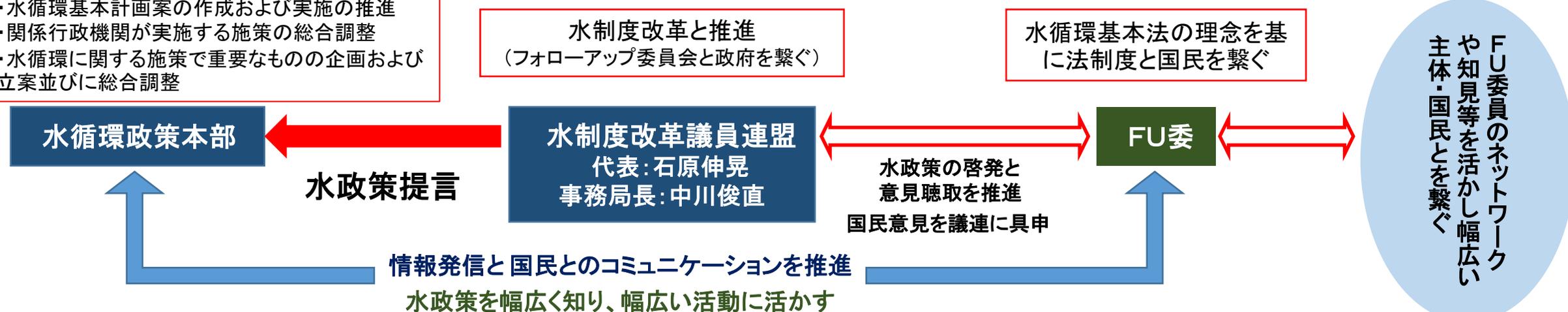
# 水循環基本法を取り巻く経過と水循環基本法フォローアップ委員会の位置づけ

## 委員会の設置と経過

2010年 2月	超党派・水制度改革議員連盟（代表＝中川秀直衆議院議員）創設
2014年 4月2日	水循環基本法公布（水制度改革議員連盟の主導により議員立法で成立）
7月1日	水循環基本法施行・水循環政策本部（本部長＝内閣総理大臣） および本部事務局（事務局長＝国土交通省水管理・国土保全局水資源部長）設置
8月1日	水循環基本法フォローアップ委員会設置 初会合開催（座長：高橋裕・東京大学名誉教授）
2015年 7月10日	水循環基本計画 閣議決定
7月29日	水循環基本法フォローアップ委員会第4回会合にて活動休止決定
2016年 2月24日	第16回水制度改革議員連盟総会でフォローアップ委員会再開と新体制での活動を決定
3月22日	新体制による第5回水循環基本法フォローアップ委員会（座長：沖大幹・東京大学教授）開催

## フォローアップ委員会（FU委）の位置づけ

- ・水循環基本計画案の作成および実施の推進
- ・関係行政機関が実施する施策の総合調整
- ・水循環に関する施策で重要なものの企画および立案並びに総合調整



# 水循環基本法フォローアップ委員会の活動

## 1. フォローアップを通じた目標

水循環基本法の基本理念が共有され、具現化されること

## 2. フォローアップ委員会の活動

1. 水循環基本法のフォローアップ
2. 水循環基本法の周知と啓発
3. 健全な水循環の構築に向けた様々な活動主体のネットワーキングにより、幅広い主体の活動を一層推進させる

## 3. 当面の論点と課題

1. 地下水に関する課題検討
2. 議員および関係者間の情報共有と政策研究
3. 水循環基本計画の履行状況のチェック
4. 次期水循環基本計画への提言
5. 水の日（8月1日）をはじめとする水循環広報

# 水循環基本法フォローアップ委員会の組織体制

## 水循環基本法 フォローアップ 委員会 (奇数月開催)

座長 沖 大幹 (東京大学)

幹事会 (偶数月開催 座長+幹事7人)

幹事長	山本 善久	(安藤ハザマ)			
幹事	蔵治 光一郎	(東京大学)	中村 晋一郎	(名古屋大学)	
	笹川 みちる	(雨水市民の会)	辻谷 貴文	(全水道)	
	山村 寛	(中央大学)	小熊 栄	(連合)	

委員	梅林 厚子	(大野の水環境ネット)	橋本 淳司	(アクアスフィア)
	奥野 和人	(自治労)	服部 貴彦	(全国上下水道コンサルタント協会)
	桑原 清子	(日本水フォーラム)	宮崎 淳	(創価大学)
	近藤 夏樹	(自治労連)	吉富 友恭	(東京学芸大学)
	竹内 清春	(全国水土里ネット)	吉原 祥子	(東京財団)
	谷口 真人	(総合地球環境学研究所)	渡邊 恭子	(プラスワン・ルネ国際研究所)
	榆井 久	(日本地質汚染審査機構)	渡辺 健介	(日本ミネラルウォーター協会)



### 広報分科会 6名

部会長 中村 晋一郎  
事務局長 笹川 みちる  
橋本 淳司  
吉富 友恭  
渡邊 恭子  
山本 善久

### 基本計画分科会 8名

部会長 辻谷 貴文  
事務局長 服部 貴彦  
奥野 和人  
小熊 栄  
桑原 清子  
近藤 夏樹  
竹内 清晴  
吉原 祥子  
山本 善久

### 地下水分科会 8名

部会長 蔵治 光一郎  
事務局長 山村 寛  
榆井 久  
梅林 厚子  
谷口 真人  
宮崎 淳  
渡邊 健介  
山本 善久

## 分科会の具体活動と今後の展開

### 広報分科会

**(当面の重点活動) 8月1日「水の日」の活性化に向けた活動、情報の発信・集約活動**

- 1) 水循環基本法フォローアップ委員会の活動を広く知ってもらう。
- 2) 「水循環及び水循環基本法に広く関心を持ってもらう」目的で、情報の発信や集約と既存の取り組みをつなぐネットワーキングを行う。また、委員一人ひとりがPRの担い手となり、共通の資料（スライド等）やビジュアル（ロゴ、バッジ等）の制作も行いたい。

### 基本計画分科会

**(当面の重点活動) 流域水循環計画の推進に向けた提言の実施**

水循環政策の道標となる水循環基本計画の進捗状況の検証や進捗出来ない項目を見定めるとともに、短期的と長期的な視点で課題を深掘することにより、問題点を見える化させる分科会として機能をめざす。健全な水循環の維持・回復を図るための水循環基本計画改定時に向けて、効果的なフォローアップができる機能を有した分科会運営に努める。

### 地下水分科会

**(当面の重点活動) 地下水関連省庁等との意見交換・ヒアリング**

これまで土地所有権に付随するものとして位置づけられてきた地下水を、国民共有の貴重な財産として、公共性の高い水資源と位置づけ、持続可能な涵養、保全、利用を実現することを目的として、多様な利害関係者の連携と協働を基本に仮称「地下水法」制定の可能性を議論します。

各分科会活動を全体論にし具体化へ